

坂祝町マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のイメージアップを目的とした坂祝町マスコットキャラクター「ほぎもん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する著作権等の一切の権利は、町に帰属する。

(定義)

第3条 この要綱のキャラクターとは、町長が定めたデザイン(別図)とする。

2 この要綱において、「デザイン等」とは、キャラクターのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるものをいう。

(使用許可)

第4条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ坂祝町マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他町長が適当と認めた場合

(使用許可の申請)

第5条 申請者は、使用申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる資料(申請者が法人その他の団体等である場合に限る。)
- (2) デザイン等の利用見本
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(使用許可書の交付等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条の使用許可をし、坂祝町マスコットキャラクター使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけるおそれのある場合
- (2) ほぎもんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (3) 別表に定められた名称並びに形状及び色を変更して使用しようとする場合

- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
 - (5) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
 - (6) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合
 - (7) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (8) その他使用について不相当であると認められる場合
- 2 第5条に規定する申請の内容が、前項の規定に該当し、不相当と認められる場合は、坂祝町マスコットキャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた使用目的及び方法により適正に使用すること。
- (2) 第6条第1項各号の規定に該当しないように使用すること。
- (3) キャラクターを第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則としてキャラクターを使用した物品等（以下「物品等」という。）には「((C)) 坂祝町」と表記すること。
- (5) 物品等が完成したときは、速やかに完成した見本を町長へ提出すること。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 製作した物品等を商標登録しないこと。

（申請内容の変更等）

第8条 使用許可を受けた者が、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ坂祝町マスコットキャラクター使用許可変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、坂祝町マスコットキャラクター使用変更許可書（様式第5号）により、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第9条 キャラクターの使用に関し、第7条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他不適切な使用を行っているとして認められる場合は、町長はその使用許可を取り消し、使用者に坂祝町マスコットキャラクター使用許可取消通知書（様式第6号）を通知するものとする。

- 2 前項の規定より使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 町長は、許可を取り消された者に対して、物品等の回収を求めることができる。

4 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用については、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責を負わない。

(使用結果の報告)

第10条 キャラクターを使用した者は、使用期間終了後、速やかに坂祝町マスコットキャラクター使用結果報告書(様式第7号)に使用内容を証する資料を添えて、使用結果の報告をするものとする。

(使用期間)

第11条 キャラクターの使用期間は、原則として許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

(使用料)

第12条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の責務)

第13条 使用者は、キャラクターの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第14条 第7条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより町に損害を生じさせた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。